**令和６年度　学校法人鹿児島竜谷学園幼稚園型認定こども園アソカ幼稚園**

**【重要事項説明書】**

　本園における幼児教育・保育の提供の開始にあたり，説明すべき内容は次のとおりです。

１　施設運営主体

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 学校法人鹿児島竜谷学園 |
| 代表者氏名 | 理事長　吉川　孝介 |
| 所在地 | 鹿児島市東千石町２１－３８ |
| 電話番号 | ０９９－２２６－３１９１ |

２　施設概要

|  |  |
| --- | --- |
| 施設の種類 | 幼稚園型認定こども園 |
| 施設の名称 | 学校法人鹿児島竜谷学園　幼稚園型認定こども園アソカ幼稚園 |
| 施設の所在地 | 鹿児島市新屋敷町２５－２５ |
| 連絡先 | ０９９－２２２－０５２３ |
| 管理者 | 園　長　　金竹　久美子 |
| 対象児 | 満３歳以上の小学校就学前の幼児 |
| 利用定員 | ≪１号認定児≫満３歳以上の小学校就学前の幼児のうち，２号認定児以外の幼児【５０人】≪２号認定児≫満３歳以上の小学校就学前の幼児のうち，保育を必要とする幼児【２０人】 |
| 設立年月日 | 昭和２９年３月２日（認定こども園開設　平成２７年４月１日） |

３　施設の目的・運営方針

　　本園は，浄土真宗の精神のみ教えに基づき，教育基本法及び児童福祉法並びに認定こども園

法の１部改正・その他の法令の示すところに従い，義務教育及びその後の教育の基礎を培うも

のとして，次のような目的・方針で教育・保育を行う。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業目的 | ○　幼児の教育・保育を一体的に行い，幼児の健やかな成長のために，適切な環境を与えて，その心身の発達を助長する。○　保護者に対する子育て支援を行う。 |
| 運営方針 | ○　宗教的情操教育の中で，心身ともにたくましく感性豊かな幼児の育成をとおして，地域に信頼される園を目指す。 |

４　本園における施設・設備などの概要

（１）施　設

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 敷　　　地 | 敷地全体 | ２１８㎡ |
| 園庭 | ４５０㎡ |
| 園　　　舎 | 構造 | 鉄筋コンクリート |
| 延べ床面積 | ３４４㎡ |

（２）主な設備

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設　　備 | 部　屋　数 | 備　　考 |
| 保育室 | ２階：年長組（さくら）２階：年中組（たんぽぽ）１階：年少組（も　も）１階：年少少組（ちゅうりっぷ） | ３６㎡５４㎡３４㎡２８㎡ |
| 給食室 | １階：１か所 | ２６㎡ |
| トイレ | １階：１か所，２階：１か所 | 各１６㎡ |
| ステージ | ２階：１か所 | ２８㎡ |
| 職員室 | １階：１か所 | ３４㎡ |

５　職員の配置状況（令和６年２月現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職　　種 | 職員数 | 職　務　内　容 |
| 園長 | 　１人 | ・園務をつかさどり，所属職員を監督する。 |
| 主幹教諭 | 　　１人 | ・園長を助け，命を受けて園務の一部を整理し，並びに幼児の教育・保育をつかさどる。 |
| 教諭 | 　　４人 | ・幼児の教育・保育をつかさどる。 |
| 常勤教諭 | 　　２人 |
| 非常勤教諭 | 　　５人 |
| 補助職員（事務職員） | 　１人 | ・経理及び庶務をつかさどる。 |
| 補助職員（バス運転士） | 　１人 | ・スクールバスの運行，施設・設備の保全及び環境整備・美化，その他の必要な業務等に従事する。 |
| 補助活動員（バス添乗員） | 　　１人 | ・技術職員を助け，幼児の乗降補助や社内の安全確保に従事する。 |
| 補助活動員（給食調理員） | 　　３人 | ・調理業務及び職員に関する活動等に従事する。 |
| 園医園歯科医園薬剤師 | 各１人 | ・幼児の健康管理に従事する。 |
| 合　　　計 | ２１人 |  |

※　シフト制により，各教諭等の勤務日及び勤務時間は異なります。

６　幼児教育・保育を提供する日

|  |  |
| --- | --- |
| １号認定児の休園日 | ２号認定児の休園日 |
| （１）国民の休日（２）土曜日・日曜日（３）春季休業日　ア　４月　１日　から　４月　６日までイ　３月２６日　から　３月３１日まで（４）夏季休業日　　　　７月２１日　から　８月３１日まで（５）冬季休業日　　　１２月２５日から翌年１月　７日まで | （１）国民の休日（２）日曜日（３）１２月２９日から翌年１月３日まで（４）　３月３１日（日曜日の場合は，前日） |

※　年によって，休園日の日数に変動が生じることを御了承ください。

※　１号認定児については，国民の休日及び日曜日以外の休園日でも，保育が必要な場合は一時

預かり保育を利用することができます。

※　すべての園児が，午後６時から午後７時までの延長保育（２号認定児）及び一時預かり保育

（１号認定児，２歳体験児）を利用することができます。

※　平成２８年度の鹿児島市保育幼稚園課からの指導により，台風などの自然災害時には園児及

び職員の安全確保のため，臨時休園することができる旨の通知がありました。

７　幼児教育・保育の提供時間（令和６年度）

鹿児島市から受けた支給配分ごとに，以下のとおり利用可能な時間帯が異なります。

|  |  |
| --- | --- |
| 年齢区分 | 満３歳から５歳まで |
| 保育認定 | １号認定児 | ２号認定児 |
| 開園時間 | ７時～１９時（最長１２時間） |
| 教育時間 | ４時間（１０時～１４時） | ４時間（１０時～１４時） |
| 教育保育時間 | １０時～１４時（教育４時間）　　　　　　　　　　　　　　　 | 保育標準時間１１時間（教育４時間）保育短時間８時間（教育４時間） |
| 一時預かり保育（平　日） | 利用可能（１４時～１９時）**〇７時～８時：100円****○14時～16時：300円　○16時～17時：150円****○17時～18時：200円****〇18時～19時：30分ごと150円** | 利用可能（１４時～１９時）**○保育短時間　　7時～8時：100円****17時～18時：30分ごと150円**　　　　　　　**18時～19時：30分ごと150円****〇保育標準時間　18時～19時：30分ごと150円** |
| 一時預かり保育（含：延長保育）（土曜日） | 利用可能（７時～１９時）**※給食代200円別途徴収****○ 7時～8時：100円　○8時～13時：250円****○13時～17時：250円　〇17時～18時：200円****〇18時～19時：30分ごと150円** | 利用可能（７時～１９時）**○保育短時間　　7時～8時：100円****17時～18時：30分ごと150円**　　　　　　　**18時～19時：30分ごと150円****〇保育標準時間　18時～19時：30分ごと150円** |
| 一時預かり保育（含：延長保育）（長期休業日） | 利用可能（７時から１９時）**※給食代200円別途徴収****○ 7時～8時：100円　○8時～13時：250円****○13時～17時：250円　〇17時～18時：200円****〇18時～19時：30分ごと150円** | 利用可能（７時～１９時）**○保育短時間　　7時～8時：100円****17時～18時：30分ごと150円**　　　　　　　**18時～19時：30分ごと150円****〇保育標準時間　18時～19時：30分ごと150円** |

※　新２号認定児････預かり保育料の無償化限度額の最大は，月額11,300円（１日450円まで）

※　一時預かり事業（２歳児体験児）は，１号認定児の預かり保育料となります。

※　給食のキャンセルは，２日までに連絡してください。連絡がない場合や前日と当日は，キャンセル料として２００円を徴収させていただきます。御了承ください。

※　一時預かり保育料の徴収（毎月１０日に口座引落し）

|  |  |
| --- | --- |
| １号認定児 | ・利用時間帯での料金を，実費徴収する。 |
| 新２号認定児 | ・利用時間帯での料金を，日額４５０円，月額１１．３００円で実費徴収する。 |
| ２号認定児 | ・延長保育に該当する料金を実費徴収する。 |

８　提供する幼児教育・保育などの内容

本園は，子ども子育て支援法やその他の関係法令を遵守し，幼保連携型認定こども園教育・

保育要領を踏まえ，幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき，利用する子どもの心身の状

況に応じて，幼児教育・保育を提供します。

（１）特定教育・保育及び時間外保育の提供

（２）１号認定児及び２号認定児においては，クラスを一体的に編成し，教育共通時間において

は教育を行います。また，自然体験や社会体験など多様な体験活動を重視します。

（３）食事は，自園による完全給食を概ね次の時間帯に提供します。また，２号認定児を含む一

時預かり保育では，おやつを提供します。

　　　【昼　　　　食】午前１１時３０分頃～

　　　【午後のおやつ】午後　３時頃～　　　　【夕方のおやつ】午後　６時頃～

　　※　献立表は，毎月お知らせします。食物アレルギーには可能な限り対応をします。

（４）１号認定児は，預かり保育を希望されない場合は，１４時降園となります。１４時１５分

　　までにお迎えをお願いします。時間を過ぎましたら，預かり保育となります。

（５）スクールバスの利用

スクールバス利用希望者については送迎を行います。

ただし，１号認定（幼稚園機能利用）の園児については登園及び降園の送迎を，２号認定

（保育所機能利用）の園児については，降園時刻を定めることができないため，登園時のみ

の利用とさせていただきます。

※　スクールバス利用は往復２，０００円，片道１，０００円の別途料金（月額）が必要

です。ただし，同時在園の第２子は１，０００円です。

※　スクールバスで帰宅した際，保護者が予定の時刻及び停車場所に不在の場合は，園児の

安全確保のため幼稚園に連れ帰ることがあります（この場合，一時預かり料金が発生しま

す。）

　　※　月の途中でスクールバスの利用を中止することは，ご遠慮ください。各学期ごとで、確認を取りますので，その際担任等にご連絡ください。

９　利用料金

1. 入園時の必要経費

　　ア　入園手数料････････････････　２，０００円　　（入園申込書提出時に納入）

　　イ　制服・帽子・かばん代他････２５，０００円程度（面接時に注文）

　　ウ　保育用品代････････････････　６，０００円程度（入園後，年度当初に納入）

（２）特定教育・保育に係る利用者負担金（保育料）･･････無償《満３歳～５歳》

一時預かり事業･･････････････２５，７００円（給食費を含む）《２歳体験児》

　　　　　　　　　　　　※　鹿児島市私立幼稚園協会が定める保育園の基準額

（３）教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費徴収，８月も徴収あり）

　　　下表の費用を負担していただきます。

|  |  |
| --- | --- |
| 給食費（１号認定児）※　新２号認定児を含む。 | ３，７００円（毎月）【主食費：５００円，副食費：２,２００円】※　小学校３年生の修了前の子どもから数えて，　第３子以降の子どもの副食費は減免されます。 |
| 給食費（２号認定児） | ５，１００円（毎月）【主食費：６００円，副食費：４,５００円】※　１号認定児とは，保育日数が異なります。※　就学前までの兄・姉の年長者から数えて３番　目に該当する子どもは減免されます。 |
| 体育教室代（年少児以上） | ４００円程度（園児数により変更有） |
| 父母の会費（全園児） | ６００円程度（毎月）⇒⇒⇒令和４年度実績※　令和５年度は，全園児の保護者から徴収予定 |

※　卒園アルバム代････････１，３００程度（年長児，毎月，園児数により変更有）

（４）口座引落しによる支払い

　　　給食費，一時預かり保育料など，毎月の支払いについては，ゆうちょ銀行の口座引落し（月

１回）により行うこととします。詳細については4月に別途でお知らせします。

なお，都合で引落しができなかった場合は，徴収袋にて納金をお願いしています。

10　利用契約の開始及び終了に関する事項

　　本園を利用開始するにあたっては，当園入園申込書の提出後，鹿児島市の支給認定申請書を

受け取っていただきます。入園手続きは，募集時の受付順に行います。

また，利用者が以下の場合には，幼児教育・保育の提供を終了いたします。

出産・転居・転園・途中退園などの場合は，関係書類による市役所への手続きを行いますので，退園届などの報告に遺漏がないよう御協力をお願いします。

（１）園児が小学校に就学したとき

（２）子ども・子育て支援法第２４条第１項第２号または第３号の規定により，支給認定が取り

　　消されたとき

（３）その他，利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき

　※　２号認定児は，欠席が１か月以上続いた場合，市と協議をして対応することもあります。

11　嘱託医等

本園は，以下の医療機関等と委託契約を締結しています。

1. 園医（内科）

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 松村医院 |
| 医院長名 | 松村　太郎 |
| 所在地 | 〒８９０－００５３　鹿児島市中央町１３－８ |
| 電話番号 | ０９９－２５３－２５９３ |

（２）園医（歯科医）

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | すがわらデンタルクリニック |
| 医院長名 | 菅原　はるか |
| 所在地 | 〒８９２－０８３８　鹿児島市新屋敷町２９－４ |
| 電話番号 | ０９９－２９５－６０２４ |

（３）園薬剤師

|  |  |
| --- | --- |
| 医療機関の名称 | 鹿児島調剤薬局 |
| 薬剤師名 | 宮之原　麻里 |
| 所在地 | 〒８９０－００７５　鹿児島市桜ケ丘８丁目２６－７ |
| 電話番号 | ０９９－２６０－０３８０ |

12　緊急時の対応

本園では，保護者の利便性に資するため，全員による連絡網に入っていただいています。緊

急時は，メール【らくらく園児管理システムによるアプリ】で園からの情報発信を行います。

なお，メールが使用できない場合や緊急を要する場合は，電話による連絡を行います。

　★　緊急時の連絡については，次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）教育・保育中に発熱，体調不良等の症状が見られた時 | 緊急連絡時に記載している連絡先に電話し，お迎えに来ていただきます。なお，緊急を要する時に連絡が取れない場合は，当園の判断で速やかに医療機関を受診することもあります。 |
| （２）台風等の対応で保護者全員に周知すべき事項が発生した時 | 　事前に紙媒体による連絡やメールにより一斉連絡します。 |
| （３）火災・風水害等が発生した時 | 　状況に応じてお迎えをお願いする場合があります。その際は，メールにより一斉連絡します。 |
| （４）インフルエンザ等感染症の流行が懸念される時 | 　２人以上の感染者が発生したときは，メールにより一斉に連絡します。 |

13　園内での与薬

職員による与薬については，医療行為に当たるため原則として禁止されています。

しかし，医師が処方した薬で医師の指示により，やむを得ず教育・保育の時間中に与薬が必

要な場合に限り，提出していただいた「主治医の指示書」に基づいて取扱いを行います。

14　相談・苦情等に関する窓口

本園では，相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付時間 | 午前８時３０分～午後５時 |
| 窓口担当者 | 園　　長　　金　竹　久　美　子（かねたけくみこ）主幹教諭　　宮　園　貴　子（みやぞのたかこ）【電　話】０９９－２２２－０５２３【ＦＡＸ】０９９－２２２－０５３６ |
| 第三者委員 | 西本願寺鹿児島別院清南出張所　所長　大久保　教槙【電　話】０９９－２２２－５９３９ |

　　※　担当者不在の場合は，窓口担当者以外の職員にお申し出ください。

15　非常災害時の対応

本園では，非常災害に関する具体的な計画を立てて，防火管理者を定めて非常災害時の関係

機関への通報及び連絡体制を整備し，それらを定期的に職員何周知するとともに，定期的に避

難及びその他の訓練を実施します。

|  |  |
| --- | --- |
| 非常時の対応 | 別途定める防火防災計画により対応します。 |
| 防災設備 | 火災報知器：２　　ガス漏れ検知器：１非常警報装置：１　消火器：６　その他防炎カーテン設置 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火訓練は，毎月実施します。 |
| 管轄する消防署と警察署 | 鹿児島市消防署南林寺分遣隊【電話】２２２－０１１９鹿児島中央警察署　　　　　【電話】２２２－０１１０（城南交番）　　　　【電話】２２６－１６１０ |

16　利用者に対しての保険の種類，保険事故，保険金額等

本園では，以下の保険に加入しています。

（１）日本スポーツ振興センター保険

|  |  |
| --- | --- |
| 保険の種類 | 独立行政法人日本スポーツ振興センター（災害給付制度） |
| 保険の内容 | 負傷，疾病，傷害，死亡への対応 |
| 保険の金額 | 一人当たり　年２００円 |

（２）ＰＴＡ団体傷害保険

|  |  |
| --- | --- |
| 保険の種類 | ＰＴＡ団体傷害保険 |
| 保険の内容 | ＰＴＡ行事参加者の負傷，疾病，傷害，死亡への対応 |
| 保険の金額 | 各家庭　年間３００円 |

その他，本学園では，「幼稚園賠償責任保険」，「幼稚園団体傷害保険」，「体験入園児（２歳児）

　傷害保険」，「スクールバス傷害保険」に加入しています。

　園管理下の事故に係る病院での治療費等の多少にかかわらず，すべて園または保険会社で全

額負担します。また，日本スポーツ振興センターは，１０年間にわたり，治療費，入院費，後

遺症傷害見舞金等を支給します。

17　守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項（詳細については別紙参照）

1. 守秘義務及び個人情報の取扱いについては，本学園の運営規定（勤務心得）及び個人情報

取扱い規定に基づいて慎重に対応します。

1. 鹿児島市が認定した世帯所得に基づく毎月の情報は，事務処理上，必要な範囲に限って利

用します。

1. 本園は，ホームページ上に公開する写真等について，園児のプライバシー保護に努め，別

紙同意書に記載のとおり取り扱います。

1. 園児及び保護者の氏名，住所等は必要な園務以外には使用しません。

18　虐待の防止のための措置に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 職員研修 | 年に１回実施 |
| 通告義務 | 　虐待を受けていると思われる子どもに気付いた場合には，関係機関に連絡する。　【児童福祉法第２５条】 |

19　利用に当たってのその他の留意事項

|  |  |
| --- | --- |
| （１）教育・保育活動 | 　本園は，浄土真宗のみ教えに基づく園行事や教育・保育活動を行っています。定期的に仏参を行い，手を合わせて拝む機会を設けています。 |
| （２）園行事 | 　保護者の皆様方，全員に出席をお願いする行事があります。【４月，３月】父母の会総会，【５月】春の親子遠足【該当月】誕生会，【６月】家族参観日【１０月】大運動会，【１２月】発表会【４月・１２月・２月】個人面談　※　都合により変更する場合もあります。 |
| （３）喫煙 | 　本園の敷地内は，すべて禁煙です。 |
| （４）宗教活動，政治活動，　　営利活動　　 | 　利用者本人の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する宗教活動，政治活動及び営利活動は御遠慮ください。 |
| （５）予防接種 | 　本人及び集団の健康安全に関する基本的なことですので，今後も，鹿児島市からの案内により接種をお願いします。 |
| （６）登園・降園の打刻 | 　園児の登園・降園については，「登園・降園園児管理システム（以下，らくらく園児管理システム）」による保護者の直接打刻やパソコン・スマホからの連絡をもとに，一時預かり保育料の請求を行いますので，確実な打刻や連絡をお願いします。 |
| （７）緊急時の連絡方法及びシステムへの加入 | 　園からの緊急の連絡にも，上記の「らくらく園児管理システム」を活用しますので，すべての保護者に加入していただきます。 |

20　父母の会との連携

本園は，充実した教育・保育の推進を図るため，「父母の会」と連携した園運営に努めます。

入園後，「父母の会」から，すべての保護者に加入のお願いがあります。

※　そのため，保護者会の会費は，全園児の保護者から徴収させていただく予定です。

21　配布物について

　　お手紙等の配布物（園だより・クラスだより）は，らくらく園児管理よりPDFで送信いたしますのでご確認ください。媒体が必要な方は，担任（職員）に声をかけてください。

　　また、チラシやアンケートなどに関しては，お便り入れに入れてお渡しいたします。中身を取られて次の日に，お便り入れは持たせてください。

　　提出類は必ず期日内にお願いします。